

Title	イギリス倒産法における管財機関の生成と信託理論
Sub Title	Development of a bankruptcy trustee in the United Kingdom : From a trust theory viewpoint
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.12 (2011. 12) ,p.505- 548
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	斎藤和夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111228-0505">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111228-0505</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# イギリス倒産法における管財機関の生成と信託理論

工藤敏隆

- 一 はじめに
  - 1 問題の所在
  - 2 本稿の目的及び構成
- 二 黎明期の倒産法（一六世紀ないし一七世紀）
  - 1 信託法及び倒産法の起源
  - 2 初期の破産法における管財機関の未分化
  - 3 初期の破産法と信託法の関係
- 三 管財機関の成立及び信託理論の適用（一八世紀ないし一九世紀後半）
  - 1 概要
  - 2 商人を対象とする倒産手続
- 四 受託者 (fiduciary) としての管財機関（一九世紀末ないし現在）
  - 1 概要
  - 2 管財官の新設
  - 3 現行法（一九八六年倒産法）
  - 4 信託 (trust) から信託関係 (fiduciary relationship) へ
- 五 おわりに

一 はじめに

1 問題の所在

現在のイギリスにおいて、法的倒産処理手続を規律する基本的な制定法は、一九八六年倒産法 (Insolvency Act 1986, c. 45)<sup>(1)</sup> である。同法は多様な倒産処理手続を規定するが、倒産処理手続の原型であり、個人を対象とする清算型手続である破産 (bankruptcy) においては、債権者集会、国務大臣 (Secretary of State) または裁判所によって選任される管財人 (trustee) が破産者の財産の管理処分を行う (同法二九二条(1)、三〇五条(2)、三〇六条、三一四条)。ここで興味を惹かれるのは、管財人につき、信託における受託者と同じ trustee という名称が付されていることである。

イギリス法における信託について一義的な定義は存在しないが、諸説を要約すれば、設定者 (委託者 : settlor) が、信託証書、遺言もしくは信託宣言に基づいて、自己の財産 (信託財産 : trust property) を相手方 (受託者 : trustee) に支配的に帰属させつつ、同時にその財産を、一定の目的 (信託目的) に従って、自己または他人 (受益者 : beneficiary) あるいは社会のために、受託者をして管理または処分ないし事業の経営をなすべき衡平法上の義務 (equitable obligation) に従わせる信託関係 (fiduciary relationship) をいうものとされる<sup>(2)</sup>。

一九八六年倒産法の管財人に関する規定をさらに仔細にみると、管財人が職権濫用 (misfeasance) 等によって破産者の財産に損害を与えたことが判明した場合に、裁判所が管財人に補償等の措置を命じることができる旨の規定があり、そこでの責任原因には「信託義務等の義務違反 (breach of fiduciary or other duty)」が挙げられている (同法三〇四条(1)(a))。同様に、信託義務違反等について、管財機関に対する責任追及手続の規定は、破産以外の倒産手続にも存在する (二二二条(3)、para 75(3)(c) : 詳しくは後記四 4 (3) で述べる)。

信認義務 (fiduciary duty) は、信託において受託者が負う中心的義務とされ、その一義的な定義はやはり容易ではないが、<sup>(6)</sup><sup>(4)</sup> 一般的には、「当事者の一方が相手の信頼を受け、その者の利益を念頭において行動、助言しなればならない関係」、あるいは「高度の忠実義務 (duty of loyalty) を負う関係」と理解されている。<sup>(5)</sup>

なお、米国に目を転じて、連邦倒産法 (Title 11, The Bankruptcy Code of 1978) が規定する倒産処理手続のうち、法人及び自然人一般に適用される清算型手続である第七章の清算手続 (Chapter 7, Liquidation) においては、破産者の財産管理を行う機関は、債権者または裁判所によって選任される管財人 (trustee) である (同法七〇四条)。判例法により、管財人は債権者等に対し信認義務 (fiduciary duty) を負うと解されている。<sup>(6)</sup>

信託の古典的な利用場面としては、遺言や生前贈与による財産承継が想起される。<sup>(7)</sup> これに対し、法的倒産処理手続で管財機関が行う債務者財産の管理処分は、必ずしも債務者の意思によらずに、債権者による裁判上の集団的権利行使の一環として行われるものであり、典型的な信託とは異質である。<sup>(8)</sup> それにもかかわらず、管財人については、信託における受託者と同じ trustee という名称が付され、信託の受託者と同様に信認義務を負うとされていることは、どのような歴史的経緯に由来しているのか。

## 2 本稿の目的及び構成

本稿では、イギリス (イングランド及びウェールズを対象とする) において、倒産手続の管財機関をめぐる法律関係に対し、信託理論が及ぼした影響に関する歴史的経過の紹介及び分析を行う。米国の倒産法及び信託法は、イギリス法を継受しつつも独自の発展を遂げていることから、別の機会に分析を試みたい。

次章以下では、イギリスの倒産法を、①商人を対象とする破産手続のみが存在し、手続開始原因の有無等の審理や判断を担当する機関 (審理機関) と、債務者財産の管理処分を担当する機関 (管財機関) が未分化であった

一六世紀ないし一七世紀の時期、②破産手続において審理機関と管財機関が分化するとともに、支払不能状態の個人債務者を対象とする倒産手続（支払不能債務者救済手続）、及び会社を対象とする倒産手続（清算手続）が制定され、管財人に Trustee の名称が与えられた一八世紀ないし一九世紀後半の時期、③その後、管財機関が信託義務を負う旨が明記されるに至った、一九世紀末ないし現在の時期の三つに区分した上で分析を行う。イギリスにおける破産手続や会社の清算手続の歴史については、邦語による詳細な先行研究が既に存在するので、本稿では、管財機関を中心とした機関構造に絞って見てゆくこととする。<sup>(9)</sup>

## 二 黎明期の倒産法（一六世紀ないし一七世紀）

### 1 信託法及び倒産法の起源

イギリスにおける信託は、ユース (use) と呼ばれる慣行を起源とする<sup>(10)</sup>。ユースは、to A to the use of B という形で A に土地の権利すなわちコモン・ロー上の不動産権 (legal estate) を与えるが、その権利は B の利益のために A によって保有される処分行為であって、A をユース付封讓受人 (feoffee to uses)、B をユース受益者 (cestui que use) と呼称していた。一四世紀ころには、ユースは、不動産の権利者が、領主に対して負担する様々な封建的負担や、当時のコモン・ローの長男単独相続ルールを免れる手段として、広く一般に用いられるようになっていた。<sup>(11)</sup> コモン・ローはこのようなユースの慣行を禁止していなかったが、コモン・ロー上土地利用権は受託者に帰属する以上、受託者がユースに違反しても、領主裁判所やコモン・ロー裁判所は受益者に救済を与えることができなかった。そのため、一五世紀の中ころからは、大法官 (Lord Chancellor) が、受託者がユースの対象の土地を自ら使用収益して不当に利得することを禁じ、受益者の権利をエクイティ上の不動産権 (equi-

table estate) として救済を与えるようになった。この救済の積重ねが、エクイティ (equity) の代表的な分野である信託 (trust) である。

一方、倒産法も、債権者に対し、コモン・ロー上の個別執行を超えて付与された救済に由来しており、エクイティの一分野として発展を遂げた<sup>(13)</sup>。すなわち、初期のコモン・ローには、判決債権の強制的実現手段として、動産執行令状 (fiari facias)、及び動産及び土地の収益に対する執行令状 (levari facias) に加え、弁済のための拘禁令状 (capias ad satisfaciendum) が存在していた<sup>(14)</sup>。しかしながら、これらの個別的な執行は、倒産状態の債務者に対処するには限界があり、許さないし不誠実な債務者から債権者の救済を図る必要性や、誠実だが不運な債務者を拘禁することの過酷さが認識されるようになった。そこで一六世紀ごろから、国王の直臣が国王に助言・助力する機関である国王評議会 (King's Council) が個別の執行事件に介入するようになり、後には、議会在が制定した破産法による救済が行われるようになった。

## 2 初期の破産法における管財機関の未分化

一五四二年に、イギリスにおける初めての倒産法典として、破産法 (34 & 35 Hen. 8, c. 4: 以下「一五四二年破産法」という。イギリスにおける以後の破産法は、いずれも「制定年」破産法」と表記する) が制定された。一五四二年破産法は、許さないし不誠実な債務者に制裁を加えることによって債権者の救済を図ることを主たる目的に掲げており、<sup>(15)</sup> 集団的な権利実行手続というより、むしろ懲罰的な色彩が濃いものであった。その手続は、債権者による申立てにより、大法官が、破産者を収監しその財産を差し押え、債権者に分配するというものであり (同法一条、二条)、対象とする債務者について明文規定はないが、実際の運用では商人に限られていた。<sup>(16)</sup> また、大法官は、個々の破産事件の遂行については破産監督委員 (commissioner) を選任し、<sup>(17)</sup> 同人に委嘱していた。



一五七一年には、新たな破産法 (13 Eliz. 1. c. 7) が制定され、詐害行為に関する規律は別の法典に置かれた<sup>(18)</sup>。一五七一年破産法は、破産手続の対象となる債務者を商人 (trader) に限定し、破産宣告の実的要件となる破産原因 (act of bankruptcy) についても明文で規定した (同法一条)<sup>(19)</sup>。また、破産手続の機関として、債務者の破産原因の有無に関する審理、及び債務者財産の管理処分を行う破産監督委員 (commissioner) について明文規定が設けられた。手続の概要は、債権者の破産申立てを受けた大法官は、破産監督委員を選任し (同法二条)<sup>(20)</sup>、破産監督委員は、債務者の商人性及び破産原因に関する審理と、破産宣告後の破産者の財産につき、債権者に対する比例的な分配の原資として管理処分を行うとされていた (同法二条)<sup>(21)</sup>。

その後、破産法の主要な改正が一六〇四年<sup>(22)</sup>や一六二三年<sup>(23)</sup>に行われているが、大法官によって選任される破産監督委員が、破産事件の審理権限と管財権限を有するという基本的な構造は維持されていた<sup>(24)</sup>。大法官が破産監督委員を監督する権限についての明文規定は存在しなかったが、一七世紀末ころまでには、破産監督委員がした破産宣告に対する不服申立てに対する判断や、破産手続運営一般に関する監督を行うようになっていた<sup>(26)</sup>。

### 3 初期の破産法と信託法の関係

この時期の破産法は、エクイティとしての由来は信託と共通するものの、それ以外には信託との接点は見当たらない。以上のとおり、一六世紀ないし一七世紀の破産法においては、破産手続を主宰する大法官が職権で選任した破産監督委員が、破産原因の審理と破産者の財産管理の両方を担当しており、後の時代のように、審理機関とは別に管財機関を設置し、債権者が管財機関の選任権限を有するような仕組みは存在しなかった。そのため、破産者財産の管理処分について、信託ないしは信託類似の関係を観念する契機にも乏しかったものと思われる。

### 三 管財機関の成立及び信託理論の適用（一八世紀ないし一九世紀後半）

#### 1 概要

一七〇六年破産法は、手続を主宰する破産監督委員とは別に、管財機関である譲受管財人（assignee）を新たに設置し、以後の倒産処理手続においては、審理業務と管財業務は別々の機関が担当することとなった。また、初期の破産法においては顧慮されていなかった債務者の救済の要請に因應するため、一八一三年には支払不能に陥った債務者の救済を目的とする支払不能債務者救済手続が新たに設けられた。さらに、一八四四年には会社の法制化に伴い、会社を対象とする倒産処理手続が設けられた。

信託の状況に目を転ずると、大法官府の裁判権の拡大に伴って、信託理論が固有の信託以外の信託類似の関係にも適用されるようになり、倒産処理手続における管財機関も、その対象になった。

本章では、商人を対象とする倒産手続、支払不能債務者のための救済手続、及び会社を対象とする倒産手続について、管財機関を中心に手続構造を概観した上で、管財機関をめぐる法律関係に信託理論が適用されるようになった背景を分析する。

#### 2 商人を対象とする倒産手続

##### （1）一七〇六年破産法・譲受管財人の新設

一七〇六年破産法（5 Anne, c. 22）は、破産者の財産の管理処分を、新たに設置した機関である譲受管財人の職務とした。債権者の破産申立てを受けた大法官は破産監督委員を選任し、破産監督委員は債権者集会を開催し、債権者集会決議<sup>27)</sup>によって譲受管財人が選任される。破産者の財産は、破産者から破産監督委員を経て譲受管財人



へ移転 (assign) されるものとされた (一七〇六年破産法四条)。譲受管財人が新設された背景には、破産手続の遅延や費用高騰に対する債権者らの不満に加え、一七〇五年破産法<sup>(28)</sup>が免責 (discharge) に関する規定を設けたため (一七〇五年破産法七条、一九条<sup>(29)</sup>)、免責の審理 (同法二条<sup>(30)</sup>) を担当することとなった破産監督委員の負担軽減の要請があったとされている<sup>(31)</sup>。

譲受管財人については、その後、一部債権者や破産者の利益を図る行為や、財産の着服などの不正を行う事案が指摘されるようになったため、一七三二年の法改正により、譲受管財人は国璽 (Great Seal) に関する職員とされ<sup>(32)</sup>、債権者の申立てにより大法官が譲受管財人を解任する権限<sup>(33)</sup>を有する旨が規定された。

(2) 一八三一年破産法・官選譲受管財人の新設

譲受管財人の職務遂行の適正を図るため、一八三一年破産法 (1 & 2 Wm. 4. c. 56) は、破産手続の運営に対し公的機関が直接的に介入することとし<sup>(34)</sup>、破産者の財産の管理処分を行う公的機関として、官選譲受管財人 (official assignee) を新設した。一八三一年破産法においては、債権者が譲受管財人を選任するまでは、大法官が選任する官選譲受管財人が破産者の財産の管理権限を有し、債権者が譲受管財人を選任した後は、官選譲受管財人と譲受管財人が財産管理機関として併存するものとされた (同法二三条<sup>(35)</sup>)。条文上は、官選譲受管財人は破産者財産の処分権を有しないとされていたが (同法二三条)、実際の運用上は破産者財産の処分も行い、官選譲受管財人が管財事務の中心的機関となっていたようである<sup>(36)</sup>。

官選譲受管財人は当初、一八三一年破産法によって新設された、ロンドン及び周辺地域の破産事件を管轄する破産裁判所 (Court of Bankruptcy) (同法一条) にのみ配置されていたが、一八四二年破産法 (5 & 6 Vic. c. 122) により全国の裁判所に配置された<sup>(37)</sup>。

### 3 支払不能債務者のための救済手続

(1) 一八一三年支払不能債務者法・支払不能債務者救済裁判所における手続

既に述べた通り、初期の破産法は、対象とする債務者を商人のみとし、債権者申立てのみを認めていた。また、免責制度も存在していたが、債権回収に協力した債務者への恩恵的色彩が濃く、債務者の救済や経済的更生はほとんど顧慮されていなかった。一七世紀末以降は、拘禁中の債務者を釈放する救済立法が何度か施行されたが、さらに恒久的・制度的な救済として、一八一三年には、拘禁されている債務者が、総財産を債権者への弁済に充てるのと引換えに、身柄の解放を裁判所に求める手続を定めた支払不能債務者救済法 (An Act for the Relief of Insolvent Debtors in England (Lord Redesdale's Act), 53 Geo. 3, c. 102 (1813)) (以下「一八三一年支払不能債務者法」という) が成立した。<sup>(39)</sup>

同法の救済手続の申立適格を有する者は、金銭債務の不履行や、それに起因する裁判所侮辱 (contempt) で三ヶ月以上拘禁されている債務者である (一八一三年支払不能債務者法一条)。手続を管轄する裁判所は、新設された支払不能者救済裁判所 (Court for Relief of Insolvent Debtors) であり、手続を主宰するのは、国王が選任する支払不能債務者弁務官 (Commissioner for the Relief of Insolvent Debtors) である (同法一条)。

債権者から申立てを受けた裁判所は、債権者に対する通知 (同法一条)、債務者の聴聞や債権者による異議申立て (同法七条) を経た上で、債務者の救済を相当と認めた場合には手続を開始する (同法一〇条)。手続開始後、裁判所は譲受管財人を選任し、債務者の総財産を譲受管財人に移転することを命じる。債務者財産について権利の移転が完了されると、裁判所は債務者の拘禁からの解放を命じる (同法一〇条)<sup>(40)</sup>。譲受管財人への債務者財産の移転は、債権者の利益のための信託として行われ (in trust for the benefit of the creditors) (同法一八条)、譲受管財人は債務者財産を換価し、債権者に対し比例的分配により配当をする (同法一九条)。同手続で満足されなかった

債務は免責されず、債権者が、債務者が将来得る財産を引当てに回収を行うことは妨げられない（同法一〇条<sup>(41)</sup>）。

(2) 一八四二年支払不能債務者法・破産裁判所における手続

一八一三年以降、商人を対象とする破産手続と、支払不能債務者救済手続が併存していたが、商人と非商人を必ずしも截然と区別できないことや、多額の債務を負う商人が免責される可能性があるにもかかわらず、債務額が比較的少額の非商人が免責を得られないことの不合理性などが指摘されていた<sup>(42)</sup>。そこで、両手続の統合へ向けた動きとして、一八四二年支払不能債務者救済法 (An Act for the Relief of Insolvent Debtors in 1842: 5 & 6 Vic. c. 116) (以下「一八四二年支払不能債務者法」という) は、支払不能債務者救済裁判所における既存の手続に加え、破産裁判所 (Court of Bankruptcy) が管轄する保護命令 (Protection order) の制度を新設した。

同手続は、非商人の債務者、または債務額が三〇〇ポンド未満の商人であり、詐欺などの不法行為によって債務を負ったのではない債務者が、債権者に対し所定の方法で通知を行った上で、破産裁判所に対し、自らが負う全債務の内容を明らかにした上で、債務者の総財産をもってそれらの債務を弁済することを申し出て、保護命令の申立てをすることができる（一八四二年支払不能債務者法一条）。申立てを受理した裁判所は、破産監督委員による申立債務者や債権者等の審尋を経て、適法と認めれば、破産監督委員は保護命令を発令する（同法四条）。保護命令とともに、破産監督委員は官選譲受管財人を選任するが、前記の審尋に出席した債権者は、頭数及び金額の多数決によって譲受管財人を選任することができる（同法四条）。債権者の現在及び将来のすべての財産は、債権者への弁済原資として官選譲受管財人及び譲受管財人に移転し帰属する。これらの管財機関が債務者財産に対して有する権原は、破産手続における官選譲受管財人及び譲受管財人と同様である（同法七条、九条<sup>(43)</sup>）。なお、一八四七年には、支払不能債務者救済裁判所が地方にも設置された<sup>(44)</sup>。

#### 4 破産手続と支払不能債務者救済手続の統一

##### (1) 一八六一年破産法

一八六一年破産法 (24 & 25 Vic. c. 134) は、支払不能者救済裁判所及び支払不能債務者救済手続を廃止し、ロンドンにおいては破産裁判所、それ以外の地域では県裁判所 (County Court) での手続に統合した (同法一条、一九条)。これに伴い、破産法の適用対象となる債務者を商人に限定していたことを廃止し (同法六九条<sup>(45)</sup>)、あらゆる債務者が破産手続後の免責の適格を有することになった (同法一五八条)。また、債務者の自己破産申立てを認めた (同法八六条)。

一八六一年破産法の管財機関について見ると、譲受管財人に対して官選譲受管財人への会計報告を義務づけるなど (同法二一九条)、官選譲受管財人による監督を強化する一方で、債権者が譲受管財人を選任した場合には、破産者の財産は官選譲受管財人を離れ、譲受管財人に帰属するものとして (同法一一七条、一一八条)、官選管財人の財産管理処分権限の縮小も行われた。

##### (2) 一八六九年破産法としての管財人

譲受管財人の任務懈怠防止のために導入された官選譲受管財人については、皮肉にも、不熱心な職務遂行による手続費用の増大や手続遅延が問題視されるようになっていた。そのため、議会の破産法特別委員会 (Select Committee on the Bankruptcy Act) は、一八五六年スコットランド破産法 (Bankruptcy (Scotland) Act of 1856, 19 & 20 Vic. c. 79) を参考<sup>(46)</sup>に、管財人の財産管理に対する自治的監督の強化を提案し<sup>(48)</sup>、同提案に基づいた政府案が一八六九年破産法 (31 & 32 Vic. c. 71) として成立した<sup>(49)</sup>。

一八六九年破産法は、破産者の財産の管理処分を行う機関について、初めて“trustee”の名称を用いた<sup>(50)</sup>。管財人は、破産宣告後、債権者集会の決議により選任される (同法一四条<sup>(1)</sup>(2)<sup>(51)</sup>) ことや、破産者の財産が、債権者への



配当原資として管財人に移転し帰属する旨 (同法一七条) は、従前の譲受管財人と同様である。他方、異なる点としては、管財人が破産者の財産を管理する方法について、債権者集会の決議によって指示を与えることができる (同法一四條(4)) ことや、債権者集会において債権者の中から選任する委員によって構成する監査委員会 (同法一四條(3)) が、管財人の会計監査 (同法五五條) や配当の決定を行う (同法四一條) ことなど、債権者による支配ないし監督を大幅に強化した点が挙げられる。管財人に対する公的監督機関としては、官選譲受管財人とは異なり、監査・調査権限のみを有する破産監査官 (comptroller in bankruptcy)<sup>(52)</sup> が新設された<sup>(53)</sup>。なお、同時期に制定された一八六九年債務者法 (Debtors Act 1869: 32 & 33 Vic. c. 62) により、債務者拘禁が廃止された。

## 5 会社を対象とする倒産手続

(1) 一八四四年会社清算法・債権者の申立てによる破産

イギリスで初めて制定された一般会社法である一八四四年会社登記法 (Registration Act 1844, 7 & 8 Vic. c. 110) と時を同じくして、会社の倒産手続を規律する一八四四年会社清算法 (An Act for facilitating the winding up the Affairs of Joint Stock Companies unable to meet their pecuniary Engagements, 1844, 7 & 8 Vic. c. 111) が制定された。同法により、債権者は、破産原因が存在する会社について、破産裁判所に破産の申立てをすることが可能となった (同法一條)。裁判所が破産宣告をした後の手続は破産法上の破産手続に準拠しており (同法一一条)<sup>(54)</sup>、会社の財産の管理処分を行う機関は、譲受管財人及び官選譲受管財人であった<sup>(55)</sup>。

(2) 一八四八年会社清算法・清算出資者の申立てによる清算

一八四八年に制定された会社清算法 (Joint Stock Companies Winding-up Act 1848, 11 & 12 Vic. c. 45) は、既存の破産手続に加えて、清算出資者 (contributory)<sup>(56)</sup> が、会社の解散と清算 (dissolution and winding-up)<sup>(57)</sup>、または会社



の財産関係の清算 (winding-up of the affairs of such company) の申立てを、大法官または記録長官 (Master of the Rolls) に対して行うことを認めた (同法五条)。これらの手続が開始された場合、補助裁判官 (master) は官選マネージャー (official manager) (同法一四条、二二条) を選任し、会社の財産は官選マネージャーに移転する (同法一九条、二九条)。

(3) 一八五六年会社法・強制清算と任意清算

一八五六年に制定された会社法 (Joint Stock Companies Act 1856, 19 & 20 Vic. c. 47) は、同法によって設立された会社については、従前の会社清算法の適用を排除し (同法一〇七条、一〇九条)、同法が新設した、裁判所による強制清算 (winding-up by the court : 同法六七条以下) と、任意清算 (voluntary winding-up of company : 同法一〇二条以下) を適用することとした (同法五九条)。

強制清算は、株主総会の特別決議等による場合のほか、会社支払不能を理由とする場合は、清算の出資者だけでなく、債権者が申し立てることも可能である (同法六七条(4)、六九条)。強制清算が開始されると、会社の財産は所定の手続により管理され、会社が負担する債務の支払に充当される (同法七五条)。清算業務を行う機関は、裁判所が選任する官選清算人 (official liquidator) である (同法八八条<sup>59</sup>)。官選清算人は、裁判所の認可の下、会社を当事者とする訴訟手続等の追行、清算に必要な範囲内での事業継続、会社財産の売却等、清算及び配当に必要な事務を行う権限 (power) を有する (同法九〇条)。

一方、任意清算は、定款所定の解散事由が生じた場合や、株主総会の特別決議によって開始され、株主総会決議により選任される清算人 (liquidator) が清算業務を行う (同法一〇四条(2)(3))。清算人の権限は、官選清算人と同様であるが、裁判所の認可を経る必要はない (同法一〇四条(7))。

(4) 一八五七年会社法…裁判所の監督下の清算

一八五七年会社法 (Joint Stock Companies Act, 1857, 20 & 21 Vic., c. 14) により、任意清算係属中の会社に対し強制清算の申立てがあった場合、裁判所は強制清算を行うか、裁判所の監督の下で (under supervision of the court) 任意清算を続行するかを選択することができ (同法一九条)、後者の場合の清算人は、通常の任意清算とは異なり、裁判所の監督に服する (一八五八年会社法 (The Joint Stock Companies Amendment Act, 1858, 21 & 22 Vic., c. 60) 四条<sup>(60)</sup>)。

(5) 一八六二年会社法

一八六二年会社法 (Companies Act, 1862, 25 & 26 Vic., c. 89) は、従前の会社関係立法を総括し、イギリスにおける近代会社法の基礎を確立した<sup>(61)</sup>。会社の清算に関しては、従前と同様に、裁判所による清算 (強制清算) (Winding-up by the Court : 同法八二条以下)、任意清算 (Voluntary Winding-up of Company : 同法一二三条)、及び裁判所の監督下の清算 (Winding-up subject to the Supervision of the Court : 同法一四五条以下) の三つの手続を規定し、強制清算及び裁判所の監督下の清算の管轄は大法官裁判所に一元化された (同法八一条)。官選清算人及び清算人の会社財産に対する権限は基本的には変更されていないが、裁判所は、裁判所の監督に服する清算を命じる場合、清算人を追加的に選任することができる<sup>(62)</sup>とされた (同法一五〇条)。

## 6 管財機関に対する信託理論の適用

### (1) 信託理論の適用対象の拡大

大法官府裁判所 (Court of Chancery) は、一八七三年及び一八七五年裁判所法<sup>(63)</sup>によってコモン・ロー裁判所と統合されるまではエクイティを管轄する裁判所であり、信託または信認違反 (Breach of trust or confidence) について裁判権を有していた<sup>(64)</sup>が、一八世紀以降は、固有の信託財産の有無にかかわらず、信認 (confidence) が濫用

された場合には救済を与えるものとして、自らの裁判権の拡大を図るようになっていた。<sup>(65)</sup> このような信託関係を認めた事例は、一八世紀から一九世紀初頭の裁判例によれば、①ある者が他の者から財産を託され、この財産をこの者または他人のために管理する場合、②ある者が他の者の依頼に基づいて、権限を行使し、物の売却を行い、または、不動産や営業を監督する場合、③ある者が彼に依存する他の者に助言を与える場合、④ある者が、言説や行動によって、他の者を公正に扱う旨を表示する場合など、多岐に亘っていた。<sup>(66)</sup>

## (2) 譲受管財人及び管財人に対する信託理論の適用

倒産に至っていない債務者が、債権者を受益者、債務者の財産を信託財産として、債務弁済のための信託を設立することは、通常の信託として認められていた。<sup>(67)</sup> このような信託は、一八三一年破産法において、債務者が総債権者の利益のために全財産を受託者に譲渡する債務整理証書 (deed of arrangement) について、破産法所定の要件を充足する場合には破産原因に該当しないものと規定され (同法四条)、今日まで同趣旨の規定が維持されている (一九一四年債務整理証書法 (Deeds of Arrangement Act 1914, 4 & 5 Geo. 5, c. 47) 十一条)。<sup>(68)</sup>

他方で、破産手続において譲受管財人が行う財産の管理処分は、手続の開始、財産の移転や譲受管財人の人選が必ずしも債務者の意向に基づくものではなく、債務者が債務弁済目的で自主的に設立した信託とは異なっている。しかしながら、譲受管財人が破産者の財産について管理処分権を取得し、これを受益者である債権者の利益のために行使用する点は、信託理論の拡大された適用場面である前記 (1) ①や②の類型に該当することから、受託者と同様に信託理論上の義務を負うものと解されるようになった。

譲受管財人に信託理論の適用を認めた裁判例として、Ex parte Lacey 事件における一八〇二年の大法官府裁判所の判決がある。<sup>(69)</sup> この実案では、破産手続の譲受管財人が、破産者の財産の競売において自ら買受人となったことや、破産手続に参加していた債権者から配当請求権を買い受けたことの適法性が争われた。判旨は、信託法

における自己取引禁止義務を挙げ、讓受管財人は、債権者及び破産者の利益のために資産を売却すべき受託者 (trustee) であり、破産者の財産や、破産者の財産に関係する権利である配当請求権を、讓受管財人自身の利益のために買い受けることはできないと述べた。<sup>(70)</sup> このような信託理論の拡張の背景には、不熱心または不誠実な讓受管財人の増加に直面した大法官が、信託理論に基づき讓受管財人の責任追及を可能とすることによって、讓受管財人の職務遂行の適正を図ろうとした動機があったとされている。<sup>(72)</sup>

また、支払不能債務者の救済手続における讓受管財人についても、債務者財産の管理処分や債権者への弁済の職務は、破産手続における讓受管財人とおおむね同様であり、学説は、受託者と同様の地位にあることを認めていた。<sup>(73)</sup>

一八六一年破産法は、管財機関の名称として、従前の“assignee”に代えて、信託受託者を意味する“trustee”を新たに採用したが、破産者の総財産が管財人に移転・帰属し、管財人はこれを換価して債権者への配当原資とする任務を負うという基本的な構造に変化はなかった。<sup>(74)</sup> 破産手続の管財機関に対する信託理論の適用は、名称が管財人に変った後も継続した。<sup>(75)</sup>

### (3) 清算人に対する信託理論の適用

支払不能の会社については、株主だけでなく債権者も強制清算の申立権を有しており、清算手続が会社自身の意思に基づくとは限らないが、清算人が行う会社財産の管理処分についても、信託理論の拡大された適用場面である前記 (1) ①②に該当するため、讓受管財人と同様に受託者に類似する地位にあると解されるようになった。

清算人の行う財産管理について、信託との同質性を認めた裁判例としては、一八六二年会社法における強制清算に関する *In re Oriental Inland Steam Company* 事件<sup>(76)</sup>の 一八七二年の大法官控訴裁判所 (Court of Appeal in Chancery) 判決がある。この事案では、強制清算手続中の会社に対する債権者が、清算手続で届け出た債権につ



きインドの裁判所の判決に基づいて、債務者会社がインドに所有する財産の差押えを行った。清算手続を主宰する裁判所は、債権者に対しては差押えの取下げを、官選清算人に対しては当該財産の売却益から判決債権に相当する額を債権者に支払うことを命じた。これに対し、官選清算人は不服申立てをし、副大法官は債権者に支払われた金銭の返還を命じ、債権者が上訴しさらに控訴裁判所において争われ、控訴裁判所は副大法官の判断を是認した。<sup>(77)</sup> 同判決の理由は、清算手続における会社財産を官選清算人が回収換価し債務の弁済に充当することは、会社財産を総債権者の利益のための信託財産とすることであるとす。すなわち、会社財産は受益的権利 (Beneficial interest) としての性質を失い、個別の会社債権者による強制執行の対象となる責任財産としての性質を失うとした。<sup>(78)</sup>

さらに、一八六二年会社法一六五条は、清算手続中の会社において、清算人、債権者または清算出資者の申立てにより、裁判所は過去または現在の取締役、清算人またはその他の役員の行為を調査し、それらによる会社の金銭の横領もしくは不法所持、会社に対する責任や債務の負担、またはそれらの者が職権濫用や信託違反 (breach of trust) をしたことが認められる場合は、裁判所がそれらの者に対し適切と考える金額の支払や会社への出資を命じることができ旨を規定する。この規定からも、取締役や清算人などの役員について、会社財産の管理につき信託の受託者と同視され、受託者と同様の義務を負うと解されていたことがうかがわれる。

#### (4) 小括

一八世紀ないし一九世紀中ころの時期は、信託 (trust) の語は、固有の信託以外の信託類似の関係も包摂する広範な概念として用いられていた。そして、一九世紀の倒産法においては、倒産処理手続において管財機関が行う債務者財産の管理処分は信託の一種として観念され、信託理論が適用されるようになった。信託理論の適用場面としては、管財機関の法的地位及び債務者財産の法的性質を説明する理論的根拠 (前記 (3) In re Oriental In-



Land Steam Company 事件) や、管財機関の職務遂行規範やその違反に対する救済(前記(2)の Ex parte Lacey 事件や、前記(3)の一八六二年会社法一六五条)がある。このような管財機関への信託理論の適用が行われた実質的理由としては、以下の点を挙げることができる。

まず、倒産に至っていない債務者が債務弁済目的の信託を設立することが許容されていた点がある。平常時の信託と法的倒産処理手続を比較すると、債権者への弁済原資とする目的で債務者から一定の財産が分別され、債務者及び債権者以外の第三者である管財人や清算人による管理処分委ねられるという基本的構造には共通性があった。

加えて、一九世紀以降の破産法が、管財機関やこれに対する監督体制について頻繁に改正を繰り返していたことが示すように、管財機関の職務遂行の適正の確保が、当時の破産法の重要課題であった点がある。管財機関の職務遂行の適正を図る最も効果的な手段は、公的機関を管財業務やその監督に関与させることであるが(例えば官選譲受管財人や、破産監査官)、それらに加えて、管財機関の行為規範や、失当な管財業務により損害を被った者に対する救済指針となる一般的理念も必要とされ、信託理論が援用されたものと思われる。

#### 四 受託者 (Fiduciary) としての管財機関 (一九世紀末ないし現在)

### 1 概要

一九世紀末以降は、破産手続及び会社の清算手続において、新たに管財官が設けられ、管財機関の職務遂行に対する公的監督が強化された。経済の発達に伴い、倒産手続の重心が個人を対象とする破産から会社を対象とする清算に移行し、清算人の法的地位について、信託受託者との異同が活発に論じられるようになった。一九八六

年には、個人と会社の倒産手続が同一の法典内に統一されるとともに、多様な再建型手続が設けられたが、清算人等の官財機関については、固有の信託とは異なるがこれに類似する受認者 (fiduciary) として、信認義務 (fiduciary duty) を負う旨が条文上明らかにされた。以下は一連の具体的な経過を紹介することとする。

## 2 管財官の新設

### (1) 個人を対象とする倒産手続

一八六九年破産法は債権者自治を強化したものの、実際には、債権者が消極的なため監督が不十分な事例<sup>(79)</sup>や、債権者の頭数の水増しなどの不適切な方法で和議や債務免除の要件を充足させて破産を回避する事例が頻発した<sup>(80)</sup>。このような債権者自治の弱点を補うため、商務省 (Board of Trade) の主導により一八八三年破産法 (Bankruptcy Act 1883, c. 52) が成立した<sup>(81)</sup>。

一八八三年破産法における機関構造は、債権者集会によって選任される管財機関である管財人、並びに管財人に対する監督機関として債権者集会及び監査委員会を置くことは従前と同様だが、新たに商務省が選任する管財官 (official receiver)、及び商務省による監督 (同法八九条(4)) を行うこととして、破産監査官を廃止した。具体的には、管財人の選任に関し商務省による認証 (certify) を必要とした (同法八九条(2))<sup>(82)</sup>。ほか、商務省は管財人の行動を認識する義務があり、不誠実または不適法な職務遂行を認知した場合、調査の上適切な措置をとらなければならない (同法九一条(1)(2))<sup>(83)</sup>。また、管財官に対し、破産者に対する調査、及び管財人の財産管理を監督する権限<sup>(84)</sup>が付与された (同法六八条(1)(4))。

機関以外の改正点として、債務者の自己破産申立て (同法八条(1))<sup>(85)</sup> や、破産開始決定前の管理命令 (receiving order) が導入された<sup>(86)</sup>。一八八三年破産法施行後は、主に免責等に関する破産法改正が数次に亘って行われたが、

基本的な機関構造は一九八六年倒産法に至るまで大きな変化なく維持された。<sup>(87)</sup>

(2) 会社を対象とする倒産手続

一八九〇年会社清算法 (Companies (Winding up) Act 1890, 53 & 54 Vic. c. 63) は、強制清算における新たな機関として、商務省が選任する管財官 (official receiver) を導入した。強制清算の申立てを受けた裁判所は、管財官を仮清算人 (Provisional liquidator) に選任することができる (同法四条(5))。強制清算が開始された後も、他の者が清算人に選任されるまでの間は管財官が仮清算人になる (同条(1)(2))。強制清算開始後、債権者集会及び出資者集会招集され、管財官に代わる清算人選任の申立てや、監査委員会選任の申立てを行うか否かが決議される (同法六条(1))。

その後、一九二九年会社法 (Companies Act 1929, 19 & 20 Geo. 5, c. 23) は、従前から存在していた株主による任意清算に加え、債権者による任意清算 (creditors' voluntary winding up) を新設したが (同法二二一条)、清算手続における機関構造は、一九四八年会社法 (Companies Act of 1948, 11 & 12 Geo. 6, c. 38) を経て一九八六年倒産法制定までの間、基本的に変化はなかった。

以上は清算手続に関する状況だが、再建型の倒産手続として、一八七〇年会社整理法 (Joint Stock Companies Arrangement Act 1870, 33 & 34 Vic. c. 104) は、清算手続中の会社が、債権者との間で債務免除 (composition) または債務整理 (arrangement) の合意を成立させることによって会社を再建する債務整理計画 (scheme of arrangement) の制度を新たに設けた (同法二条)。この手続は、債権者会社と債権者の契約による自主的な清算方法であり、平時の会社とは異なる役員や管財機関は設けられていない。その後の法改正によって、債務整理計画は、清算手続中以外でも利用が可能になったため、<sup>(88)</sup> 平時の会社の組織変更等に多用されるようになる反面、<sup>(89)</sup> 倒産企業の再建にはほとんど用いられなくなった。<sup>(90)</sup>

### 3 現行法（一九八六年倒産法）

#### (1) 概要

イギリスの欧州共同体加盟を契機として、一九七三年にコーク諮問委員会 (Cork Advisory Committee) が設立<sup>(91)</sup>され、同委員会の報告書が一九七六年に公表されたことにより、イギリス倒産法制は抜本的な改正に向けて動き出した。<sup>(92)</sup>一九七七年に、倒産法改正検討委員会 (Review Committee on Insolvency Law and Practice) が、ケネス・コーク (Sir Kenneth Cork) を委員長として設置され、同委員会は一九八二年に最終報告書 (Insolvency Law and Practice: Report of the Review Committee, Cmnd. 8558: 以下「コーク・レポート」) を発表した。同報告書の勧告<sup>(93)</sup>に基づいて、一九八六年倒産法 (Insolvency Act 1986, c. 45) 及び一九八六年倒産規則 (Insolvency Rules 1986, no. 1925) が成立した。一九八六年倒産法は、個人の倒産処理手続として、個人任意整理 (individual voluntary arrangements) と、破産 (Bankruptcy) を定めている。また、会社の倒産処理手続として、会社任意整理 (company voluntary arrangements)、会社管理 (administration)、管理レシーバーシップ (administrative receivership)、裁判所による強制清算、任意清算を定め、裁判所の監督による清算を廃止した。

一九八六年倒産法は今日に至るまで、二〇〇二年企業法 (Enterprise Act 2002, c. 40) などによって数次の修正を経ているが、以下では、特に断りのない限り現行の最新の規定を紹介する<sup>(94)</sup> (引用する条文も、特に断りのない限り現行法とする)。なお、個人任意整理及び会社任意整理は、債務者と債権者の合意による手続であり、債務者の財産管理を行う機関を平時の役員とは別に設けていないことから、紹介の対象とはしない。また、二〇〇二年企業法による改正 (同法二五〇条) によって、管理レシーバーの選任が、二〇〇三年九月一五日以前に会社財産の全てまたは大半に対する浮動担保を有していた債権者を除いて禁止され (七二A条(1)(4))、管理レシーバーシップ



は消滅する運命にあるため、これも本稿では取り上げない。

## (2) 破産

破産手続開始後、破産者の財産は国務大臣によって選任される(三九九条)管財官が、レシーバー兼マネージャーとして保全する(二八七条)。管財官は、管財人選任のための債権者集会を招集するか否かを、破産命令から一二週間以内に決する(二九三条(1))。招集の決定がされなかった場合や、債権者集会で選任決議がされなかった場合は、国務大臣の介入による管財人の選任が行われない限り、管財官が管財人となる(二九三条(3)、二九五条、二九六条<sup>(95)</sup>)。

管財人の就任後、破産者の総財産は直ちに管財人に帰属し、管財人は破産者財産の管理処分権を有する(三〇六条ないし三一二条)。管財人の職務遂行に対する監督は、債権者委員会または国務大臣、及び裁判所によって行われる。債権者委員会は、管財官が管財人である場合を除き、債権者集会の決議によって選任することができる(三〇一条)。管財人の一定の行為(sch. 5, para 1-8 に列举された権限の行使。例えば、営業の継続や、財団財産に関する訴訟等の提起、維持及び防御など)については、債権者委員会(creditors' committee)または裁判所の許可(sanction)を要する(三二四条(1)(a))。債権者委員会の選任がされない場合や、管財官が管財人である場合は、債権者委員会の権限は国務大臣が行使する(三〇二条)。また、裁判所は、管財人による破産者の財産管理に不満のある債権者や破産者等の関係者からの申立てにより、管財人に対し行為の是正や、その他必要な指示等を行うことができる(三〇二条(1))。

## (3) 任意清算

株主による任意清算(members' voluntary winding-up)は、取締役の過半数による支払可能宣言(declaration of solvency<sup>(96)</sup>)を経た上で(八九条)、株主総会で任意清算を決議し、清算人を選任することができる(九一条(1))。一



方、債権者による任意清算 (creditors' voluntary winding-up) は、前記の支払可能宣言がなされない場合に行われる任意清算であり(九〇条)、株主総会による任意清算の決議があった場合、会社は一四日以内に債権者集会を招集しなければならず(九八条(1A))、債権者はこの債権者集会での決議により、清算人を選任することができる(一〇〇条)。

清算人は、会社の財産の管理処分を行い、債権者への配当及び出資者に対する残余財産の分配を行う。一定の行為 (sch. 4, para 1-3A) に列挙された権限。例えば、債権全額の弁済や、債権者との和解など) については、株主による任意清算の場合は会社の許可を、債権者による任意清算の場合は裁判所、または債権者集会によって選任される(一〇一条) 清算委員会 (liquidation committee) の許可を得る必要がある(一六五条(2))。清算人の選任により、取締役は会社財産に関する権限を失う(九一条(2)、一〇三条)。

#### (4) 強制清算

強制清算は、これを行う旨の株主総会決議(一二二条(1a)) や、会社が支払不能の状況にある (inability to pay debt: 一二二条(1f)) 等の事由がある場合に行われる。強制清算の申立権を有するのは、会社、取締役、債権者または株主等である(一二四条(1)<sup>97</sup>)。裁判所が清算開始命令 (winding up order) をした場合、原則として<sup>98</sup>、強制清算は申立時に開始されたものとみなされる(一二九条(1))。

強制清算が開始されると、他に清算人が選任されない限り、管財官が清算人を務める(一二六条(2))。管財官は、清算開始命令から一二週間以内に債権者集会及び出資者集会を招集し民間から清算人の選任をさせることや(一三六条(4)(5)(a))、国務大臣に民間からの清算人の選任を申し立てることができる(一三七条(1)(2)<sup>99</sup>)。

清算人は、会社の財産の保全、回収、及び債権者への分配を行う(一四三条(1))。強制清算開始後、清算人または仮清算人は、会社の全ての財産を管理下に置かなければならない(一四四条(1))。清算人は、一定の行為 (sch.

4. para 1-5 に列挙された行為。例えば債権者との和解) については、清算委員会または裁判所の許可を得て行う必要がある (一六七条(1)(a))。清算委員会は、管財官以外の清算人を監督する機関として、債権者集会及び出資者集会によって選任される (一四一条(1)(2)(3))。管財官が清算人の場合は、清算委員会の権限は国務大臣が行使する (一四一条(4)(5))。

#### (5) 会社管理

会社管理は一九八六年倒産法によって新たに導入された、会社を対象とする再建型手続である。同手続においては、裁判所による手続開始命令によって会社の営業及び財産を委ねられた管理人 (administrator) が再建計画案 (proposal) を作成する (sch. BI, para 49)。再建計画案は、債権者集会において出席債権者の債権額の過半数の賛成によって可決される (sch. BI, para 51, 53)。ただし、同手続は、再建計画に反対する債権者を法的に拘束する仕組みがないことや、二〇〇二年改正前は配当の規定が存在しなかったこともあって、自己完結的な再建手続ではない。すなわち、事業再建や配当を完結させるには、会社管理手続終了後に会社任意整理や会社整理を行う必要があり、再建が奏功せず清算する場合も清算手続による必要があることが特徴である<sup>(101)</sup>。

手続の開始、すなわち管理人の選任は、①裁判所による選任 (sch. BI, para 11-13)、②適格浮動担保権者 (qualified floating charge holder)<sup>(102)</sup> による選任 (sch. BI, para 14-21)、及び③会社または取締役による選任 (sch. BI, para 22-27) の三種類の方式があり、申立権者や、手続開始要件はそれぞれ異なっている。後二者においては、申立人が管理人の候補者を指定する (sch. BI, para 15, 26)。

会社管理においては、管理人が、会社の業務、営業及び財産に関するあらゆる必要な措置を行う権限を有する (sch. BI, para 59 (1))。管理人は会社の代理人 (agent) として (sch. BI, para 69)、会社債権者全体の利益のために職務を行わなければならない (sch. BI, para 3 (2))<sup>(103)</sup>。一方、取締役は、管理人の同意を得なければ会社の経営に関

する権限を行使することができず (sch. B1, para 64 (1))、管理人は取締役の選解任権を有する (sch. B1, para 61)。債権者は、債権者集会決議によって、債権者委員会を設立することが出来る (sch. B1, para 57)。債権者委員会は、管理人の職務執行を補佐するものとされ (一九八六年倒産規則 2.52)、管理人に対し情報提供を求める権利を有する (sch. B1, para 57 (c))。

#### 4 信託 (trust) から信託関係 (fiduciary relationship) へ

##### (1) 清算人の地位をめぐる議論

清算人が行う債務者会社の財産管理につき信託理論を適用する裁判例については前記三六 (3) のとおりだが、その後、清算人と受託者の異質性を強調する裁判例も現れ、清算人の職務が信託か否かについては一九八六年倒産法制定に至るまで議論が続いていた。

清算人と受託者の異質性を指摘する代表的な裁判例として、Knowles v. Scott 事件における一九九一年の大法官裁判所上訴部 (Chancery Division) 判決がある。<sup>(104)</sup> この事案は、一八六二年会社法による任意清算が行われた会社の株主が、清算人による残余財産分配が一部遅延したことによって損害を被ったとして、清算人に損害賠償を請求したというものである。これに対し清算人は、自らは受託者ではなく代理人にすぎず、本人に対し、故意や悪意がなく過失や不作為にすぎない場合には責任を負わない旨を主張した。裁判所は清算人の主張を採用して請求棄却の判断を維持したが、判決理由中で Romer 裁判官は、清算人の地位について、要旨以下のとおり述べている。

ある意味及び特定の目的において、清算人を受託者と述べることは不当とはいえないが、清算人は厳密な意味での受

託者ではない。先行裁判例が、会社財産は総債権者の利益のための信託財産となる旨を述べるのは一般的な意味においてであり、清算人が個々の債権者や株主に対し受託者である旨を述べたのではない。清算人は、会社の代理人として、会社の資産を債権者にまず分配し、残余を株主に分配する制定法上の義務を負担しているのである。<sup>(105)</sup>

また、後の *Pulford v. Devenish* 事件<sup>(106)</sup> における一九〇三年の大法官府裁判所判決は、前記事件と同様に一八六二年会社法による任意清算の清算人の地位が問題となった事案であるが、*Farwell* 裁判官は *Knowles v. Scott* 事件の判決を引用した上で、清算人の義務は、集合（クラス）としての債権者らに対して負う制定法上の義務であり、エクイティや信託理論によらなくともコモン・ローの訴訟において追及可能であるとした。<sup>(107)</sup>

これらに対し、清算人の職務について、信託概念を用いて説明しようとする裁判例も比較的最近まで見られた。*Ayerst (Inspector of Taxes) v. C & K (Construction) Ltd.* 事件における一九七六年の貴族院上訴部門 (*House of Lords Chancery Division*)<sup>(108)</sup> 判決は、清算中の会社は受益的権利 (*beneficial ownership*) を失っていることに加え、会社自体は出資者とは異なり残余財産に対する権利を一切有さず、清算が終了すると解散すること、及び、清算中の会社の財産の管理処分権は、法的枠組みの下で会社財産の分配や配当を受ける権利のある者の利益のために清算人によって行使されることから、「制定法上の信託」 (*statutory trust*) に属すると述べている。<sup>(109)</sup> ただし同裁判例によれば、「制定法上の信託」<sup>(110)</sup> は、通常の信託を特徴づけるすべての指標を有しないとされており、前記裁判例が指摘するような、清算人の職務と信託の違いを否定する趣旨のものではない。また、この裁判例の事案は、清算人の権利義務をめぐる民事訴訟ではなく、納税者が、承認した強制清算中の会社の損失につき、自社の利益との損益通算を主張し、課税処分の効力を争った訴訟である点において特殊である。

(2) 受認者及び信認関係概念の成り立ち



前記三六(1)で述べたとおり、かつては、固有の信託とは異なるが、信託の受託者(trustee)に類似する関係についても、信託(trust)の概念に包摂され、信託理論が適用されていた。しかし、一九世紀後半ころからは、信託(trust)や受託者(trustee)の語を固有の信託に限定して用いるとともに、これに属しない信託類似の関係については、信認関係(fiduciary relationship)や受託者(fiduciary)の語を用いて区別するようになった。<sup>(112)</sup> 信託と同様に、受託者や信認関係も、明確な定義が困難な開かれた概念であり、<sup>(113)</sup> 類型化が学説上論じられるようになったのは二〇世紀後半になってからである。<sup>(114)</sup> 信認関係の一般的な定義としては、「当事者の一方が他方に信認(confidence)を置き、諸般の事情から、この信認をエクイティによって保護することが相当と考えられる関係」とする説明が試みられている。<sup>(115)</sup>

このような信託から信認への用法の変化を示す例として、会社の取締役について、かつては信託の受託者に類似するものとして、信託義務(trust duty)としての自己取引禁止義務を負うとした裁判例があったが、<sup>(116)</sup> 二〇世紀以降の裁判例は、信認義務(fiduciary duty)に基づくものと表現するようになった。<sup>(117)</sup> また、破産に関する裁判例として、In re Balmer 事件における一九三七年の大法官府裁判所判決は、<sup>(118)</sup> 一九一四年破産法(4 & 5 Geo. 5. c. 59)における債権者委員が、破産者の財産及び利害関係人に対する関係で受託者としての地位(fiduciary position)にある旨を判示するが、管財人も同様に受託者であることを前提とした表現ぶりとなっている。

### (3) 信認義務による統一的理解

従前から(例えば、一八六二年会社法一六五条について、前記三六(3)参照)、清算手続中の会社においては、清算人、株主または債権者等からの申立てにより、裁判所が取締役や清算人等の行為を調査し、それらの者が職権濫用等により会社に損害を与えたことが判明した場合、裁判所は、金銭の支払や、会社への出資を命ずることができる旨の規定がある。一九八六年倒産法以前は、右責任を生じさせる原因の一つに、「信託違反(breach of

trust)」が規定されていたが、一九八六年倒産法は、同趣旨の規定において、「信認義務等の義務違反 (breach of fiduciary or other duty)」の文言に改めた(同法二二二条(3)(b))。これにより、清算人は信託の受託者とは異なるが、それに類似する受託者たる地位にあることが明文で確認された<sup>(119)</sup>。

会社管理における管理人については、かつては一九八六年倒産法二二二条の適用対象とされていたが、二〇〇二年企業法によって別に規定が設けられ、会社が清算手続中ではなく会社管理手続中であっても、現在及び過去の管理人に対し申し立てることが可能になった (para 75)。そこに列挙された責任原因の一つに、同様に信認義務等の義務違反が規定されている (Para 75(3)(c))。

また、一九八六年倒産法は、破産についても、前記二二二条とおおむね同様の簡易な責任追及手続を三〇四条に規定し、破産者の財産が、管財人の職務遂行における職権濫用や信認義務等の義務違反によって損失を被った場合は、裁判所は管財人に金銭の支払等を命じることができる (同法三〇四条(1)(a))。

以上のとおり、現在のイギリス法における倒産処理手続の管財機関は、制定法の規定により、いずれも、債務者の財産につき信託の受託者に類似する信認義務を負う受託者とされている。

#### (4) 小括

一九世紀後半以降は、trustの語が固有の信託に限定され、信託類似の関係については信認関係 (Fiduciary relationship) と表現されるようになった。一九八六年倒産法は、個人と会社の倒産手続を同一法典に統一するとともに、同法が規定する倒産手続の管財機関はいずれも「信認義務」 (fiduciary duty) を負う旨が規定された。すなわち、現行イギリス倒産法が定める倒産手続は、手続の目的 (清算型である個人の破産及び会社の清算と、再建型である会社管理)、債務者財産の帰属形式 (対象財産が債務者から管財人に移転して帰属する破産と、債務者である会社に終始帰属し、これを清算人が代理人として管理処分する清算や会社管理)、公的監督の強弱 (管財官などによる強

力な公的監督の下にある破産や強制清算と、比較的關係者の自治に委ねているその他の手続)等の多様な性質を有するが、いずれも、管財機関は受託者 (Fiduciary) として信託義務を負うことが明確にされた。

このように、信託義務は固有の信託理論上の義務とは区別されるに至ったが、信託関係を規律するルールは本質的には信託と同様と解されていることから、<sup>(120)</sup>管財機関の法的地位及び債務者財産の法的性質や、管財機関の職務遂行規範及びその違反に対する救済については、現在もなお信託理論の影響を受けていることになる。

## 五 おわりに

以上述べたとおり、イギリスの信託法と倒産法は、元来エクイティとして発展したこと以外には直接の関係はなかった。しかし、破産法が、破産者の財産の管理処分を行う譲受管財人を創設した後は、大法官の裁判権の拡大傾向を背景に、債権者を受益者とする信託受託者に類する地位にあるものとして、自己取引禁止義務を中心とする信託理論の適用対象とされるようになった。その後、会社を対象とする清算手続における清算人について、信託受託者との異同が議論されたが、信託から固有の信託を除いた信託類似の關係は信託關係として概念上切り分けられるようになり、現行法である一九八六年イギリス倒産法は、管財機関を受託者として統一的に理解するに至った。このように、イギリス倒産法においては、管財機関の法的地位及び債務者財産の法的性質や、管財機関の職務遂行規範に関して、信託理論から派生した信託關係理論が用いられているが、わが国の倒産法の解釈論として、これらの場面で同様の説明が可能か否かについて、最後に検討することとしたい。

### ① 管財機関の法的地位及び債務者財産の法的性質

わが国においては、破産手続開始によって形成される破産者、破産管財人及び債権者間の法律関係を合理的に

説明するため、破産管財人の法的地位について、破産財団の法的性質と併せて古くから議論されている<sup>(121)</sup>。現在では、破産財団の管理機構である破産管財人について、それに選任される私人とは独立して法人格が付与されているとする管理機構人格説が多数説と見られる<sup>(122)</sup>。これに対し、破産者を委託者、破産債権者を受託者、破産管財人を受託者とする信託ないし信託類似の関係とする受託者説が主張されている<sup>(123)</sup>。受託者説は、私的整理における債権者委員長や、民事再生や会社更生における管財人の地位との共通性を整合的に説明できることや、破産管財人は対外的には自己の名で行動するが、実質的には第三者のために他人の財産を管理するという特質を直截に把握できること<sup>(125)</sup>などを利点に挙げる。

これらの利点は魅力的であり、イギリス倒産法における管財機関生成の歴史的経緯とはよく符合するものの、わが国の破産法が、信託法理が十分に定着する以前に確立された母法ドイツ法の理論を比較的忠実に継受し、その枠組みをなお維持していることに照らせば、わが国の倒産法上の管財機関の性質については、管理機構人格説による説明の方が穏当であることは否めない<sup>(126)</sup>。とは言え、破産管財人の法的地位に関する議論は、実際の結論上の相違よりむしろ理論的説明に重きを置いた問題であり、仮にわが国の倒産法上の管財機関の法的地位について受託者説を採らないとしても、管財機関の職務遂行規範については、なお信託関係理論に基づいて説明を行う余地は残されていると考えられる。

## ② 管財機関の職務遂行規範

わが国の破産法は、破産管財人の適正な職務遂行を確保するため、破産管財人を裁判所の監督に服させるとともに(破七五条一項)、破産管財人の職務執行に関する善管注意義務(同八五条一項)、及び同義務違反に基づく損害賠償責任(同条二項)を規定している。破産管財人の職務遂行上の注意義務に関しては、最判平成一八年二月二日民集六〇巻一〇号三九六四頁<sup>(128)</sup>が、破産した貸借人の破産管財人が破産宣告後の未払賃料等に敷金を充当



したことにつき、敷金返還請求権への質権設定を受けていた別除権者に対する関係でその当否を論じた上で、破産管財人の別除権者に対する担保価値維持義務違反を認定した上で、当該別除権者から破産管財人に対する不当利得返還請求を認めたことが、実務界を中心に議論を呼び、破産管財人の善管注意義務に関する議論も以前より活発になった。<sup>(129)</sup> 破産管財人の善管注意義務の性質や内容については、善管注意義務を負担する「利害関係人」の範囲や、<sup>(130)</sup> 破産管財人の個人責任と破産財団に対する責任の関係、<sup>(131)</sup> 注意義務の水準など、未解明の問題が少なからず存在している。また、会社更生手続や、民事再生手続において管理命令が発令された場合の管財人の善管注意義務（会更八〇条、民再八三条一項、六〇条）についても、同様の問題は生じ得る。

既に論じたとおり、現行イギリス倒産法における管財機関の信託義務は、管財機関が固有の信託の受託者とは異なる法的地位にあることは前提としつつ、一定の財産を第三者の利益のために管理処分するという基本的構造が信託の受託者に類似することに着目したものであり、債務者財産の帰属形態に関する法律構成にかかわらず、倒産手続一般において管財機関が受託者として信託義務を負うものとされている。そうであるとすれば、わが国の倒産手続における管財機関についても、行為規範及び事後的救済の規範である善管注意義務をめぐる解釈論の指針を信託関係に求めることは、可能かつ有益と考えられる。<sup>(132)</sup>

もとより、信託義務は信託を原型としつつも、かつての trust の語と同様に、現代では多様な関係を包含する概念となっているため、倒産手続の管財機関が職務上負う義務の内容を具体化するには、固有の信託受託者が負う義務との異同も意識しつつ、イギリスや米国の倒産法における裁判例の具体的な分析が必要になる。この点については、本稿で明らかにした歴史的経緯を踏まえ、今後さらに研究を深めてゆきたい。

(1) 一九八六年倒産法以外に倒産手続を定める制定法として、個人を対象とするものとしては、一九一四年債務整理

- 証書法 (Deeds of Arrangement Act 1914, 4 & 5 Geo. 5, c. 47) における債務整理証書 (Deed of Arrangement)」、及び、一九八四年県裁判所法第六編 (County Courts Act 1984, c. 28, part 6) における管理命令 (Administration Order : 一二条以下) がある。また、会社を対象とするものについては、二〇〇六年会社法第二六編 (Companies Act 2006, part 26) における会社整理計画 (scheme of arrangement) がある。
- (2) 海原文雄『英米信託法概論』一頁 (有信堂高文社、一九九八年)。わが国の信託法二条一項は、「信託法三条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的 (専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。) に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」と定義する。
- (3) English v. Dedham Vale Properties Ltd. [1978] 1 W.L.R. 93 at 110 は、「信認関係について、明確に定まった種類に限定された閉じた概念ではなく、「エクイティ上の救済が与えられるための定式 (formula) に過ぎない」とする。
- (4) Goff & Jones, *The Law of Restitution* (3rd ed.) 632 は、「イギリスの裁判所は、信認関係の一般的定義を賢明にも試みてこなかったと指摘する。信認関係概念の開かれた性質について、植田淳『英米法における信認関係の法理』一一頁 (晃洋書房、一九九七年)。
- (5) 田中英夫『英米法辞典』三四六頁 (東京大学出版会、二〇〇〇年)、P. D. Finn, *Fiduciary Obligations* 12 (1978)。
- (6) Mosser v. Darrow, 341 U.S. 267 (1951)。
- (7) 島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」慶應法学七号二二九頁 (二〇〇七年) は、信託制度の利用場面として、家族、親族、友人など私的な関係にある者のために財産を移転・管理する目的で利用する家事信託に加え、労使間において、雇用者が労働者に賞与その他一定の便益を供与する目的で利用する労働者給付信託、投資その他商業上の資産管理目的で利用する商事信託、及び公益その他の特定の目的の実現のために利用する目的信託の四つに大別することができるとする。
- (8) 現代の米国信託法は、倒産処理手続における財産管理の枠組みは信託と異なる旨を明言している (第三次信託法リステイトメント (Restatement (Third) of Trusts: Prudent Investor Rule (1992)) 五条(d))。
- (9) 高田賢治「イギリス破産法における管財人 (trustee) の成立過程 (一)」法雑四四卷二号九二頁 (一九九八年)、

- 「同(二)」四四卷三号七八頁(一九九八年)。同「イギリス倒産法における管財人制度(一)」法雑五五卷三〇四号一七六頁(二〇〇九年)、「同(二)」五六卷二号三六頁(二〇〇九年)、「同(三)」五六卷三〇四号一七六頁(二〇一〇年)。中島弘雅「イギリスの再建型企業管財手続(一)」民商一一八卷四〇五号五九九頁(一九九八年)、「同(二)」一一八卷六号七二三頁(一九九八年)、「同(三)」一一九卷一号一頁(一九九八年)。
- 一九八六年倒産法を概観したものととして、石黒一憲ほか『国際金融倒産』三一頁〔佐藤鉄男〕(経済法令研究会、一九九五年)、長谷部由起子「連合王国の倒産処理制度」高木新二郎編『破産・和議の基礎知識』五〇二頁(青林書院、一九九六年)、後藤雅一ほか「新しい英国倒産法の概要(一)」NBL四三三二号一二頁(一九八九年)、「同(二)」四三三二号三〇頁(一九八九年)、「同(三)」四三三三二号二六頁(一九八九年)、「同(四)」四三四号一二頁(一九八九年)。
- (10) ユースと信託の起源について、海原・前掲注(2)七頁、島田・前掲注(7)二一七頁、砂田卓士〓新井正男『英米法原理』二八一頁(補訂版、青林書院、一九九二年)。
- (11) 樋口陽一『フィデュシアーの時代』四〇頁(有斐閣、一九九九年)によれば、よく挙げられる封建的負担(feudal incidents)として、relief(相続料)、wardship(後見料)、marriage(結婚相手の仲介料)、escheat(相続人の不存在や、領民が重罪を犯した場合に、領主が不動産を没収する権利)などが存在したとする。
- (12) エドワード一世(在位一二七二―一二七七年)の治世に、王座裁判所(Court of King's Bench)、財務府裁判所(Court of Exchequer)、民訴裁判所(Court of Common Pleas)に分かれて発展した。
- (13) 倒産法の起源について、William Holdsworth, A History of English Law, vol. 8, 232-236 (2nd ed. 1937)。
- (14) Charles Jordan Tabb, The Historical Evolution of the Bankruptcy Discharge, 65 Am Bankr L J 328 (1991)。
- (15) 高田・前掲注(9)成立過程(一)一〇四頁注(29)は、一五四二年倒産法一条の法文から「このような目的が読み取れる」とする。
- (16) Holdsworth, supra note 13 at 227.
- (17) W. J. Jones, The Foundations of English Bankruptcy, 69 Transactions of the American Philosophical Society, Part III at 15 (1979); 高田・前掲注(9)成立過程(一)一〇二頁。

- (18) The Fraudulent Conveyances Act 1571, 13 Eliz. 1, c. 5.
- (19) 同法一条は、破産原因となる行為について、債務者の国外退去、不在、債務について逮捕されたこと、債権者を欺く意図で住居から退去したこと等を規定していた。
- (20) 高田・前掲注(9)成立過程(一)一〇六頁。人選は、債権者が提出した候補者名簿によっていたが、一六二〇年ころ以前は、必ずしも法的知識を持つ者が選任されていなかった (Jones, *supra* note 17, at 25)。
- (21) 管財権限の行使においては、破産監督委員は、債権者の中から財産の評価、売却や配当などの管財事務を補助する者を「会計係」や「監督員」として選任することによって、債権者の協力を得ていたようである。Holdsworth, *supra* note 13 at 238。高田・前掲注(9)成立過程(一)一一一頁。
- (22) 1 *Jas. 1*, c. 15 (1604).
- (23) 21 *Jas. 1*, c. 19 (1623).
- (24) ただし、細部においては権限の強化・拡大もみられる。例えば、破産監督委員が、破産者の財産に関する質問に回答しない破産者等を拘禁する権限(一六〇四年破産法四条)や、破産者の住居に立入り動産と土地を売却する権限(一六二三年破産法七条)など。詳細は、高田・前掲注(9)成立過程(一)一一二、一一三頁。
- (25) William Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 1, 470 (7th ed. 1956).
- (26) Holdsworth, *supra* note 13, at 241.
- (27) 一七〇六年破産法四条は債権者の人数の過半数としていたが、一七三二年破産法(5 *Geo. 2*, c. 30 (1732))は、債権者の債権額の過半数とした上で(三〇条)、議決に参加できる債権者を債権額一〇ポンド以上の者に限定した(二七条)。
- (28) 4 *Anne*, c. 17.
- (29) Tabb, *supra* note 14, at 332; Holdsworth, *supra* note 25, at 470; E. Jenks, *A Short History of English Law*, 375 (3rd ed. 1924).
- (30) 破産者が自主的にすべての財産状況の開示や資産の引渡しを行ったこと等の免責要件の具備を破産監督委員が認証 (certificate of conformity) し、頭数及び債権額の五分の四以上の債権者が同意することが要件とされた(二条)。



破産が商人のみを対象とし、自己破産申立てが認められていないことから、債権者に協力的な債務者への恩恵としての性格が強い制度であった Tabb, *supra* note 14, at 334.

- (31) Jenks, *supra* note 29, at 384; 高田・前掲注(9)成立過程(一) 一一三頁。
- (32) 5 Geo. 2, c. 30, s.24.
- (33) Holdsworth, *supra* note 25, at 470; Ian P. H. Duffy, *Bankruptcy and Insolvency in London during the Industrial Revolution*, 11 (1985); 高田・前掲注(9)成立過程(一) 一一五頁。
- (34) V. Markham Lester, *Victorian Insolvency*, 40 (1995) は、「一八三二年破産法を「官僚主義」(“officialism”)と表現する。
- (35) 官選譲受管財人の適格を有する者は、商人、仲介人、会計士またはロンドン市もしくはウエストミンスター市において商業に従事した経験のある商人であった(一八三二年破産法二二条)。
- (36) Lester, *supra* note 34, at 45; 高田・前掲注(9)成立過程(一) 四二二頁。
- (37) 高田・前掲注(9)成立過程(二) 四三三頁; Jenks, *supra* note 29, at 385.
- (38) Lester, *supra* note 34, at 103.
- (39) Lester, *supra* note 34, at 106; Duffy, *supra* note 33, at 87.
- (40) ただし、債務者の解放の命令から一年以内は、債権者は、詐欺等の不当な方法で解放を得たことを理由とする異議申立てをすることができない(一三条)。債権者に対し、満足されなかった債務について将来債務者が取得する財産による支払を命ずる判決をすることができない(一〇条)。このほか、譲受管財人は、解放された債務者に対し、財産に関する尋問を裁判所に申し立てる権限を有する(四二条)。
- (41) Lester, *supra* note 34, at 107.
- (42) Lester, *supra* note 34, at 115.
- (43) Duffy, *supra* note 33, at 103.
- (44) 24 & 25 Vic., c. 134 (1842); Duffy, *supra* note 33, at 104.
- (45) ただし、破産原因については、商人と非商人の区別が存在していた(七〇条ないし七二条)。

- (46) スコットランド破産法の邦語による研究として、宮川聡「スコットランド破産法研究序説(一)〜(七)」摂南一八号—二四号(一九九七年—二〇〇〇年)。
- (47) 一八五六年スコットランド破産法における破産手続は、sequestration という名称である。同法は破産者財産の管理処分を行う機関として管財人 (trustee) を、管財人の監督機関として破産監督委員 (commissioner) を設けており、それらの選解任権限を有するのは債権者集会である(六八条、七四条、七五条、七六条)。
- (48) Lester, supra note 34, at 149; 高田・前掲注(9)成立過程(二)九〇頁。
- (49) 会社 (company) を破産法の適用対象から除外していること(五条)は従前どおりである。一八六九年破産法は、多数債権者の受諾により通常の破産手続によらない清算方法として、整理計画による清算 (liquidation by arrangement) (一二五条(1))と債務免除 (composition with creditors) (一二六条)を規定していた(破産宣告後も管財人はこれらを申し出ることができる(二八条))。
- (50) 破産宣告前に、債権者の受諾によって成立する通常の破産手続によらない清算として整理計画による清算が決議された場合も、管財人 (trustee) が選任され(一二五条(1))、財産の管理処分や債権者への配当について、破産手続と同様の権限を有する(同条(7))。
- (51) 裁判所は債権者集会を招集する。同集会においては破産登録官 (registrar) が議長を務め(一六条(1))、管財人が選任されるまでの間は、破産登録官が管財人の職務を行う(一七条)。管財人が欠け、新たに選任するまでについても、同様に破産登録官が管財人の職務を行う(八三条(3))。
- (52) 一八五六年スコットランド破産法における破産会計官 (accountant in bankruptcy) に相当する (Henry Philip Roche & William Hazlitt, The Bankruptcy act, 1869, the Debtors act, 1869; the Insolvent debtors and bankruptcy repeal act, 1869, 48 (1870))。
- (53) 破産監査官は、大法官によって選任される(五五条)。管財人は、監査委員の会計監査を受けた会計報告を、破産監査官に送付しなければならない(五五条)。また、管財人は最低年一度、破産手続の状況に関する報告を、破産監査官に送付しなければならない(五六条)。破産監査官はこれらを精査し、管財人に不適切な点を説明させ、損失の補てんを命ずる権限を有する(五七条)。また、破産監査官は、管財人に対し破産手続について自ら質問し、また

は裁判所での尋問、もしくは捜査機関による調査を求めることができる(五八条)。

(54) O. W. Farrer, *Contributions, Their Rights and Liabilities under the Winding-up Acts, 1848 & 1849*, 6 (1850); 中島・前掲注(9)(一)五八七頁。

(55) O. W. Farrer, *supra* note 54, at 6; 中島・前掲注(9)(一)五八七頁、高田・前掲注(9)成立過程(二)三八頁。

(56) 同法は破産手続との調整に関する規定を置いていたが、必ずしも明確に定められておらず、混乱も生じていたようである(高田・前掲注(9)管財人制度(二)四〇頁)。

(57) 会社の清算時において財産を抛出すべき会社の現在または過去の構成員を意味する(田中・前掲注(5)一九六頁)。

(58) 錫鉱裁判所の管轄に服する鉱業に従事する会社は錫鉱裁判所(the Court of the Vicewarden of the Stannaries)・上記鉱業に従事していない有限責任会社(limited company)は破産裁判所、それ以外の会社は大法官裁判所(High Court of Chancery)が管轄する(六〇条)。

(59) 錫鉱裁判所や大法官裁判所が管轄する事件では、裁判所が選任する官選清算人(official liquidator)である(八八条)。また、破産裁判所が管轄する事件では、官選譲受管財人(official assignee)が官選清算人となるが、債権者または出資者は集会決議によって官選清算人(official liquidator)を選任し、裁判所選任の官選管財人とともに職務を行わせることができる(八八条)。

(60) なお、一八五八年会社法は、強制清算、任意清算、または前述の裁判所の監督の下での任意清算の手続中に、清算人が、裁判所の許可と債権者への通知を経た上で、法定多数の債権者の受諾により、すべての債権者と出資者に対し拘束力を有する債務整理計画(scheme of liquidation)を成立させることが可能になった(同法一〇条)。

(61) 中島・前掲注(9)(一)五八九頁。

(62) この変更について、高田・前掲注(9)管財人制度(二)四七頁は、「出資者自治型の任意清算開始後に、任意清算の迅速さを利用するために、裁判所管理型の強制清算を回避しつつ、裁判所による清算人の追加的選任を通じて、裁判所の緩やかなコントロールを及ぼして、会社清算の迅速化と適正化とのバランスを図る制度であるといえよう。」とする。

- (33) Supreme Court of Judicature Act 1873 (36 & 37 Vic. c. 66) and the Supreme Court of Judicature Act 1875 (38 & 39 Vic. c. 77).
- (64) F. W. Maitland (revised by J. Brunyate), *Equity* (2nd ed.), 12, 13.
- (65) Lord Thurlow in *Garside v. Isherwood* (1788) 1 Bro. C.C. 558, 560, referring to *Filmer v. Gott* (1774) 4 Bro. P.C. 230.
- (66) L. S. Sealy, *Fiduciary Relationships*, 1962 Cambridge L. J. 69-70 (1962); 植田・前掲注(4) 八、九頁。
- (67) *Garrard v. Lord Lauderdale* (1830) 3 Sim. 1, (1831) 2 Russ. & M. 451; *Wilding v. Richards* (1845) 1 Coll. 655, 659, 660, 664, 665 per *Knight Bruce VC*; *Cornthwaite v. Frith* (1851) 4 De G & Sm. 552; *Smith v. Cooke* [1891] A.C. 297; *Sharp v. Jackson* [1897] 2 Q.B. 19; *Smith v. Hurst* (1852) 10 Hare 30, 47, per *Turner VC*.
- (68) その後、一八六一年破産法一八五条ないし一八七条は、破産手続係属中に、法定多数の債権者と破産者との間で債務整理証書が成立した場合に、裁判所の認可を経て、当該証書の執行と破産手続の終結を命ずることができる旨を定める。その後、一八八三年破産法の影響によって増加した私的整理を規制するために一八八七年債務整理証書法 (*The Deeds of Arrangement Act 1887, 50 & 51 Vic. c. 57*) が立法され、数次の改正を経て一九一四年債務整理証書法としてまとめられた。ただし、同法の手続は近年ではほとんど利用されていない。
- (69) *Ex parte Lacy*, (1802) 6 Ves. 625, 31 Eng. Rep. 1228; 高田・前掲注(6) 成立過程 (一) 二九九頁。
- (70) *Lacy*, supra note 69, at 628-29.
- (71) 高田・前掲注(6) 成立過程 (一) 一五頁、*Holdsworth*, supra note 25, at 470; *Duffy*, supra note 33, at 28.
- (72) *Holdsworth*, supra note 25, at 470.
- (73) *Thomas Lewin, A practical treatise on the law of trusts and trustees*, 254 (2nd ed.), 258.
- (74) *Leadbitter, Re* (1878-79) L.R. 10 Ch. D. 388 は、判決理由中び、assignee から trustee への名称変更は、破産管財人の実質的な権利義務を変更するものではないことを説示している。
- (75) *Re Pilling Ex p. Smith*, (1872-73) L.R. 8 Ch. App. 711; *Re Condon: Ex parte James* (1874), 9 L.R. Ch. App. 609 at 614.
- (76) *In re Oriental Inland Steam Company*, (1873-74) L.R. 9 Ch. App. 557.
- (77) 同事案においては、イギリス法の会社の清算手続の効力が、当時イギリスが間接的に統治していたインドに所在



する財産（当時はイギリスによるインド統治が開始されていた（一八五八年）が、イギリス領インド帝国の建国（一八七七年）前であった）に及ぶかという問題があったが、判決は効力が及ぶことを認めた。

- (78) Oriental Inland Steam Company, *supra* note 76, at 559-560.
- (79) 高田・前掲注(9)成立過程(二)九五頁、高田・前掲注(9)管財人制度(一)八六一頁。
- (80) Lester, *supra* note 34, at 178; 高田・前掲注(9)管財人制度(一)八六一頁。
- (81) 高田・前掲注(9)管財人制度(一)八六六頁、高田・前掲注(9)成立過程(二)九六頁。
- (82) 破産宣告、または債務免除もしくは債務整理計画の提案の否決または不認可後、一定期間内に、債権者による管財人の選任が行われなかった場合、商務省が管財人を選任するが(同法八九条(6))、その後も債権者または監査委員会は管財人を選任し、商務省が選任した管財人に代えることができる(同条(7))。債権者集会の決議により、管財人の選任を監査委員会に委ねることも可能である(同法二一条(1)(7))。
- (83) 管財人の預金口座は、商務省による監査を受ける(七八条(1))。また、管財人は、必要に応じ、最低でも年一回、商務省に対し破産手続の状況の報告を義務付けられる(八一条(1))。
- (84) 管財官は、債務者について、刑事罰に該当する行為や、免責を拒絶すべき事情の有無等を調査する権限や(六九条)、管財人が選任されるまでの間の債務者財産の管理や、第一回債権者集会の招集などの権限を有する(七〇条)。
- (85) 債務者が申立てを行い、債務を支払えない旨を自認した場合は、破産原因があったものとみなされる(八条(1))。
- (86) 破産申立てを受けた裁判所は、債務者に破産原因を認めた場合、管理命令を発令する(同法五条)。管財官はレシーバーとして破産宣告前の財産の管理を行う(同法九条(1))。管理命令発令後、第一回債権者集会において、債権者は、債務免除 (composition) もしくは整理計画 (scheme of arrangement) の提案の承認、または破産宣告の適否を決議するとともに、債務者財産の管理処分方法の検討を行う(同法一五条(1))。同集会において破産宣告すべき旨が決議された場合や、債務免除や債務整理計画の提案が否決された場合には、裁判所は破産宣告をする(同法二〇条(1))。

(87) Ian F. Fletcher, *The Law of Insolvency*, para 1-001 (2009).

(88) *Companies Act 1907*, 7 Edw. 7, c. 50, s.38; *Companies Act 1929*, ss.2153-155; *Companies Act 1948*, ss.206-208.

- (88) H. Goitein, *Company Law* (2nd ed. 1949), 294; L. C. B. Gower, *The Principles of Modern Company Law* (1st ed. 1954) 525; 中島・前掲注(6)(一)五九二頁。
- (90) A. Belcher, *Corporate Rescue: A Conceptual Approach to Insolvency Law* (1997), 107; 中島・前掲注(6)(一)五九二頁。
- (91) Fletcher, *supra* note 87, at para 1-029.
- (92) それ以前の抜本的な改正提案としては、一九五七年のブラグデン・レポート(Report of the Blagden Committee)による改正勧告や、一九七五年のジャスティス・レポート(Report by the British Section of the International Commission of Jurists ("Justice") on Bankruptcy)による改正勧告があった。
- (93) 個人破産と会社清算の統一、管財官の権限と責任の強化、倒産実務家の規制強化、代替的な倒産手続の導入が内容に含まれていた。Fletcher, *supra* note 87, at para 1-033; Cmnd 8558, Ch. 6-20.
- (94) 全ての手続の機関に共通する改正点として、倒産実務家資格制度 (insolvency practitioner) が設けられた。同制度により、清算人、仮清算人、会社管理手続における管理人、管理レシーバーシップにおける管理レシーバー、会社または個人の任意整理手続における整理委員 (nominee) 及び監督委員 (supervisor)、個人破産手続における管財人 (三三八八条) として職務を行うには、所轄大臣、または所轄大臣の認定を受けた専門職団体により倒産実務家資格の付与を受けて行う必要がある (三九〇条(2)、三九一条)。詳細は、小原将照「倒産専門家制度について」岡商法一三三七八頁以下(二〇〇五年)、高田・前掲注(9)管財人制度(三)五四六頁、中島・前掲注(9)(一)六〇四頁参照。
- (95) 例外的な場合として、債務者による自己破産申立て、債務者の財産状況の報告のために裁判所に選任された倒産実務家がある事件において、裁判所が適任と考える場合は、破産命令時に同実務家を管財人に選任することができる (二九七条(4))。また、破産者につき個人任意整理の監督委員がある事件において、裁判所が適任と考える場合は、破産命令時に同委員を管財人に選任することができる (同条(5))。
- (96) 会社が爾後一二月間につき、管理を含む会社の全債務の支払が可能である旨の宣言である (八九条(1))。なお、取締役が正当な根拠なくこの宣言をした場合には刑罰が科せられる (八九条(4))。

- (97) 国務大臣が公共の利益の見地から強制清算を申し立てることも可能である（一二四A条）。
- (98) paragraph 13(D)(e) of Schedule B1 の場合は、裁判所の開始命令によって開始される（一二九条（1A））。
- (99) 例外的な場合として、債務者に会社任意整理の監督委員がある事件において、裁判所が適任と考える場合は、清算手続開始時に同委員を清算人に選任することができる（一四〇条(2)）。
- (100) 配当に関する規定が二〇〇二年改正により設けられたが（para 65）、計画案に反対する債権者を拘束する仕組みはないことや、清算手続での配当に比べると手続にも明確性を欠くことから、依然として他の手続を利用することが多いとされる。
- (101) Roy Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law*, para 11-01 (4th ed., 2011).
- (102) 浮動担保 (floating charge) とは、会社の絶えず変動する現在及び将来の財産について設定されるエクイティ上の担保であり、特定の事由の発生によって結晶化 (crystallize) したときに、通常の固定担保となり、権利行使が可能になるというものである（中島・前掲注(9)（一）五九四頁）。
- (103) 管理人は、裁判所の成員 (officer of the court) としての地位を有する (sch. B1, para 5)。管理人は、職務を行うについて裁判所の指示を求めることができる (para 63)。
- (104) Knowles v. Scott [1891] 1 Ch. 717.
- (105) *Id.* at 722-723.
- (106) Pulsford v. Devenish [1903] 2 Ch. 625.
- (107) *Id.* at 633.
- (108) Ayerst (Inspector of Taxes) v. C & K (Construction) Ltd., [1976] A.C. 167 (HL).
- (109) *Id.* at 177-180.
- (110) 「制定法上の信託」の本来的な意味は、設定者の明示的意思により設定される明示信託のサブ・カテゴリーであり、これに該当する代表例は無遺言相続人の遺産管理 (Administration of Estates Act 1925) や、土地の合有 (Law of Property Act of 1925) などである。
- (111) Ayerst, *supra* note 108, at 178.

- (112) L. S. Sealy, *Fiduciary Relationships*, (1962) Cambridge L. J. 69, 70. 砂田＝新井・前掲注(10)二八五頁、道垣内弘人『信託法理と私法体系』二二一、二二三頁(有斐閣、一九九六年)、植田・前掲注(4)八、九頁。
- (113) 道垣内・前掲注(112)二三頁は、どのような者が信託義務者なのかという定義を、裁判所はむしろ慎重に避けてきたと指摘する。
- (114) Sealy, *supra* note 112, at 69; L. S. Sealy, *Some Principles of Fiduciary Obligation*, (1963) Cambridge L. J. 119.
- (115) 植田・前掲注(4)一七頁。
- (116) *Charitable Corporation v. Sutton* (1742), 2 Atk. 400, 26 Eng. Rep. 642; R. V. Watson (1788) 2 Term Rep. 199, 100 Eng. Rep. 108.
- (117) *Sinclair v. Brougham* [1914] A.C. 398; *Regal (Hastings) Ltd. v. Gulliver* [1967] 2 A.C. 134n, [1942] 1 All E.R. 378.
- (118) *In Re Balmer* [1937] Ch. 499.
- (119) 同規定の性質は、新たな責任を創設したのではなく、既存の判例法や制定法上の責任を追及する簡易な手続を提供するものと解されよう。B. Johnson & Co (Builders) Ltd, *Re* [1955] Ch. 634 at 648; *Cohen v. Selby* [2001] 1 BCLC 176 at 183.
- (120) Sealy, *supra* note 112, at 72.
- (121) 伊藤眞『破産法・民事再生法』一四五頁(有斐閣、第二版、二〇〇九年)。
- (122) 山本戸克己『破産法』八〇頁(青林書院新社、一九七四年)、谷口安平『倒産処理法』六〇頁(筑摩書房、第二版、一九八〇年)、青山善充ほか『破産法概説』一六三頁(有斐閣、新版増補二版、二〇〇一年)、伊藤・前掲注(121)一四八頁。
- (123) 霜島甲一『破産法体系』(勁草書房、一九九〇年)五四頁、加藤哲夫『破産法』六三頁(弘文堂、第五版、二〇〇九年)、中野貞一郎＝道下徹編『破産法(別冊法学セミナー・基本法コンメンタール)』四〇頁(池田辰夫)(日本評論社、第二版、一九九七年)、中島弘雅『体系破産法Ⅰ破産・特別清算』九五頁(中央経済社、二〇〇七年)。
- (124) 中島・前掲注(123)九五頁。
- (125) 加藤・前掲注(123)七五頁。



- (126) 垣内秀介「破産管財人の地位と権限」山本克己ほか編『新破産法の理論と実務』一四三頁(判例タイムズ社、二〇〇八年)。
- (127) 垣内・前掲注(126)一四〇頁。
- (128) 担当調査官による解説として、谷口安史・最判解民事平成一八年度(上)二九二頁がある。また、同判決の評釈としては、同三二九頁(注29)に記載されている各文献がある。
- (129) 永石一郎「破産管財人とCSR」一法四巻二号二六頁(二〇〇五年)、伊藤眞「破産管財人の職務再考」判タ一八三号三五頁(二〇〇五年)、同「破産管財人等の職務と地位」債管一一九号四頁(二〇〇八年)、伊藤尚ほか「破産管財人の地位の再検討」債管一二八号一四一頁(二〇一〇年)、中西正「破産手続における利害関係人と破産管財人の権限」債管一二九号一六九頁(二〇一〇年)、伊藤眞ほか「破産管財人の善管注意義務——利害関係人」概念のパラダイム・シフト」金法一九三〇号六四頁(二〇一一年)。
- (130) 竹下守夫編集代表『大コンメンタール破産法』三六〇頁(菅家忠行)(青林書院、二〇〇七年)及び伊藤眞ほか『条解破産法』六二七頁(弘文堂、二〇一〇年)は、利害関係人には破産債権者に加え、破産者、財団債権者、取戻権者、別除権者等が広く含まれるとする。これに対し、山本和彦「判批」金法一八二二号五五頁(二〇〇七年)は、善管注意義務は「破産債権者など破産手続の受益者との間のみで観念すべきもののように思われる」とする。また、伊藤眞ほか・前掲注(129)七一頁は、利害関係人は「破産手続内の利害関係人」であるとし、破産債権者及び財団債権者を含むが、別除権者や取戻権者は含まないとする。
- なお、永石・前掲注(129)二六頁は、破産管財人の善管注意義務は破産債権者に対する義務であるとしつつ、例えば近隣住民のための環境保全のための行為規範のような社会責任規範も含まれ、そのような者に対しても善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を肯定する立場を採る。
- (131) 破産管財人の善管注意義務違反による損害賠償請求権は、個人としての破産管財人に対して生じるが、同時に破産法一四八条一項四号の財団債権にも該当することから、破産財団と個人としての破産管財人の両者が損害賠償責任を負い、両責任は不真正連帯債務の関係になると解されている(竹下編前掲注(130)三五九頁(菅家)、西謙二「中山孝雄『破産・民事再生の実務』新版」上』一六七頁(安福達也)(きんざい、二〇〇八年)」。しかしながら、深山

雅也「判批」NBL八五一号六三頁、河野玄逸「判批」同三一頁、樋舎典哲「判批」判時一九八一号二〇五頁(判評五八六号三九頁)は、破産財団の維持・増殖にかかる注意義務違反による賠償責任の場合には、破産管財人の注意義務違反による財団減少についての損害賠償が破産財団から填補されるといふ、実体法上難解な問題を引き起こすことを指摘する。なお、最高裁判成一八年判決は、破産管財人個人ではなく、破産財団に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求がされた事案である。

(132) 安藤朝規「弁護士である破産管財人と弁護士倫理」NBL九五五号九五頁(二〇一一年)は、「委託者を裁判所、受託者を破産管財人、受益者を破産債権者とする信託に類似した関係が成立する」と解した上で、破産管財人の破産債権者に対する忠実義務、及びそれ以外の利害関係人に対する公共的配慮義務が、善管注意義務の内容を構成するとする。